

議案第17号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し及び同項から第6項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。